

一般社団法人日本肩関節学会国際委員会 International committee に関する規則

第1条 目的

本委員会は一般社団法人日本肩関節学会定款第4条ならびに第37条により肩関節に関する国際的な交流を円滑に進めるために設置する。

第2条 業務

本委員会は次のような業務を行う。

1. 肩関節学会に関する国際的な医学雑誌の編集等 (International editorial board)
2. 国際会議ならびに海外の肩関節学会との連絡、情報の交換、会員への広報等 (information)
3. その他国際的な対応を必要とする事項の審議 (International conference)

第3条 構成

本委員会は、次の委員で構成する。

1. 委員6名
2. 学術集会会長および次期学術集会会長

第4条 代表

国際的な会議に代表を派遣するような必要が生じた場合には、委員で互選し、理事会に推薦する。但し、代表による国際間の取り決め事項は、理事会の承認を要する。

第5条 効力の発効

本委員会で審議、決定された事項は、原則として理事会の議を経て社員総会での承認を必要とする。

第6条 補則

この規則の改正は、理事会および社員総会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、一般社団法人日本肩関節学会の設立の翌日から施行する。

平成26年8月1日